

# ボランティア袋の取扱いについて

日頃より、本市の環境行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
また、このたびはボランティア袋交付登録の申込みをいただき、ありがとうございます。  
今後とも、引き続き本市の環境美化にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ボランティア袋は以下の施設で交付しています

名称	所在地	名称	所在地
ごみ対策課	西砂町4-77-1 総合リサイクルセンター3階	西砂学習館	西砂町6-12-10
環境対策課	泉町 1156-9 市役所2階	高松学習館	高松町3-22-5
生涯学習推進センター	曙町2-36-2 ファール立川センタースクエアビル1階	幸学習館	幸町2-1-3
柴崎学習館	柴崎町1-1-43	錦学習館	錦町3-12-25

## ボランティア袋の取扱いに関する注意事項

- (1) 交付枚数は10枚単位で、一回の申請につき、個人の方は40枚まで、団体の方は200枚までとなります。
- (2) 家庭ごみや事業系ごみは、絶対に入れないでください。
- (3) 地域のイベントやお祭りで出たごみを入れることはできません。
- (4) 汚れたプラスチックやペットボトルは、燃やせるごみで排出してください。
- (5) ボランティア袋を出す際、所定欄に「清掃をした日」「団体名又は個人名」をご記入ください。
- (6) ボランティア袋交付登録証に記載されている以外の場所にボランティア袋を出さないでください。
- (7) 落ち葉や雑草等を大量に排出される場合は、下記連絡先までご相談ください。
- (8) 交付されたボランティア袋が不要になった場合は、市に返還してください。
- (9) 申請書に記載した排出場所に出すことが困難な場合、その他ご不明点等がある場合は、下記連絡先までお問い合わせください。
- (10) 燃やせるごみ袋の在庫がわずかとなっており、代用として燃やせないごみ袋を交付しております。
- (11) ごみや資源はそれぞれ分別して袋に入れ、袋の口を結び、カレンダーに記載された収集曜日に出してください。分別がなされていないと、回収できない場合があります。

制度に関するご質問やご不明な点のお問い合わせは

**立川市ごみ対策課 042-531-5518 (直)**